暮らしや仕事で 悩みを 抱えている方へ

生活自立・仕事相談センターだ 生活再建のお手伝いをします

生活自立・仕事相談センターでは、「仕事に就く自信が無い」「収入 が少なく今後の生活が不安」「金銭管理ができず生活維持が難しい」 「人間・家族関係で悩んでいる」など、日々の生活で悩みを抱える方に、 さまざまな角度から原因を探り、アドバイスを行い、職業訓練や家計 についての相談など、それぞれの方の生活再建に向けた取り組みを行

経験豊富な相談員が、悩みを抱える方に寄り添い、懇切丁寧に一人 ひとりの悩みに応じた解決策を考え、生活再建のお手伝いをします。 ぜひ、ご活用ください。

あなたの周りに、生活に悩みを抱えく る方がいたら、生活自立・ 仕事相談センターのことを 伝えてください!

		所在地	相談電話など
中	央	中央保健福祉センター (中央区中央4きぼーる内)	☎ 202 - 5563
稲	毛	稲毛保健福祉センター (稲毛区穴川4)	☎ 207 - 7070 - 7072 ∰soudan@jigyoudan.com
		月〜金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30〜17:30 市内在住の方であればどなたでも利用できます。	

問い合わせ 保護課 ☎245-5165 M245-5541

相談費用は無料です。秘密も厳守します。

相談員から皆さんへ

あなたの悩みに応じた相談員が一緒に問題解決を図ります

- 社会福祉士・ファイナンシャルプランナーなどが、あなたやご家族などが抱 える暮らしの悩み(生活、人間関係、金銭問題)の解決を図ります。
- キャリアコンサルタントなどが、相談者個々の適性・能力・経験などに応 じた職業選択や能力開発をお手伝いします。
- 来所することができない方などには訪問相談にも応じます。



中央 濱内主任相談員

何が一番望ましい解決方法なのか、 常に相談員全員で考えています。

また、関係機関に同行するなど、相 談者に寄り添いながらサポートする よう心掛けています。

一人で悩みを抱え込まずに、ぜひ、 ご連絡ください。皆さんの自立へのお 手伝いをします。

稲毛 菊地主任相談員

相談者を限定せず、制度のはざまに ある方や既存の制度では受け入れら れない方を可能な限り受け止め、問題 解決に向けて、相談者と一緒に取り組 んでいます。

訪問相談、電話やEメールなどの相 談も可能です。お気軽にご相談くださ (10



参加者募集 というないがある。

介護支援ボランティアは、高齢者施設などでボランティア活動を行って得 たポイントを、介護保険料などに充てることができる制度です。ご自身の介 護予防のためにも、地域貢献・社会参加活動に参加してみませんか。

詳しくは、お問い合わせください。

象 市内在住の65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、 介護支援ボランティア登録研修【下記】の修了者

*すでに研修を修了した方は、申し込み・受講は不要です。

ボランティア活動対象施設 特別養護老人ホームなど

取得方法 施設などの職員が、ボランティアの実施状況を確認し、研修 修了後に交付する手帳にスタンプを押します。スタンプは1 個当たり1ポイント(100円)に換算します。

限 年間50ポイント

介護支援ボランティア登録研修

時 6月18日(水)、8月7日(木) 14:00~16:00

場 市保健所(美浜区幸町1) 定 員 各200人

申込方法 5月30日金必着。「介護支援ボランティア登録研修参加」と記 載したはがきに、住所、氏名、年齢、電話番号のほか、希望日 を明記して、〒260-8722千葉市役所介護保険課へ郵送また は直接持参。 圏245-5623、 圏kaigohoken.HWS@city. chiba.lg.jpも可。多数の場合抽選。

問い合わせ 介護保険課 ☎245-5064 風【上記】

児童虐待を防ぎましょう!

気づいたら 支えて 知らせて 見守って

子育てには、知らないうちに虐待が伴ってしまうことがあります。虐待か ら子どもたちを守るため地域に住む私たちの気付きが大切です。

私たち一人ひとりにできることは…?

- 子育てに悩んでいたら、身近な人に相談してみましょう。
- 子育てに悩んでいる人を見掛けたら、「どうしたの?」と優しく声を掛け
- •「虐待かな?」と思ったら、児童相談所に相談(連絡)してください(相 談者の秘密は守られます)。

問い合わせ・相談先 児童相談所 (美浜区高浜3)

☎277 - 8880 FM278 - 4371

費用の一部を助成

旧ホーム

市では、介護に関わる質の高い人的資源の確保と介護施設などへの人材定 着を促進するため、介護職員初任者(旧ホームヘルパー2級)研修の受講に 要した費用の一部を助成します。

詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

対象者 次の①~③のすべてを満たす方

①市内在住で市税の滞納がない方 ②申請日前1年以内に介護職員初任 者研修またはホームヘルパー2級研 修を修了している方

③申請日時点で市内の介護施設など に、就労していない方または就労し てから1年を経過していない方

助成要件申請日以降、3カ月以上市内の介護 施設などで介護職として就労するこ

と。なお、申請日前の就労は、期間に含めることができません。

員 100人 (多数の場合抽選)

助成金額 次のいずれかの低い額(10円未満切り捨て)

・研修に要した受講料などの費用の半額

· 5万円

助成までの流れ

[申請] 5月15日休必着。申請書に研修のために納入した受講料の 領収書などを添付し、〒260 - 8722千葉市役所介護保険課へ郵送ま たは直接持参。定員に達しない場合12月31日休まで受け付けます。

[交付対象者として決定] 市から交付決定通知書を送付します。

[実績報告] 申請日以降、介護施設などで3カ月以上就労した後、 実績報告書に就業証明書などの必要書類を添付し、介護保険課へ郵送 または直接持参。

*申請書は介護保険課、各保健福祉センター介護保険室で配布。市ホー ムページからも印刷可。

問い合わせ 介護保険課 ☎245-5064 圏245-5623